日中短期入所事業所　恵光園　利用料金表

利用料等は、居住する市町村が定める料金となります。

地域生活支援給付費支給対象サービス利用料

料金表

山形市の地域生活支援給付費支給対象サービス利用料表　単位：円

令和6年4月1日以降

障害程度区分	区分１			区分２			区分３		
	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上
A.給付費単位 (1単位10円)	125	248	373	125	248	373	143	285	427
B.サービス利用料(単価)	1,250	2,480	3,730	1,250	2,480	3,730	1,430	2,850	4,270
C.うち地域生活支援給付費として市町村より代理受領金額	1,188	2,356	3,544	1,188	2,356	3,544	1,359	2,708	4,057
D.サービス利用に係る自己負担額(地域生活支援給付費の定率負担)5%[B-C]	62	124	186	62	124	186	71	142	213

障害程度区分	区分４			区分５			区分６		
	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上	4時間未満	4時間～8時間未満	8時間以上
A.給付費単位 (1単位10円)	158	316	474	192	384	575	226	450	676
B.サービス利用料(単価)	1,580	3,160	4,740	1,920	3,840	5,750	2,260	4,500	6,760
C.うち地域生活支援給付費として市町村より代理受領金額	1,501	3,002	4,503	1,824	3,648	5,463	2,147	4,275	6,422
D.サービス利用に係る自己負担額(地域生活支援給付費の定率負担)5%[B-C]	79	158	237	96	192	287	113	225	338

※Ｄについて利用者負担額の月額上限額は別表1のとおりです。
※山形市以外は、市町村ごとの地域生活支援事業に定める日中短期入所の給付費の額及び自己負担率によります。

給付費対象外の(サービス利用)料金

以下については、料金(実費等)をいただきます。

項　目	日　額
E. 食費　(昼食1食分)	500円

※Ｅの食費については、山形市の地域生活支援事業(日中短期入所)の場合、別表1のⅰからⅲに該当する方は、食事提供加算として１食あたり430円が加算され、自己負担額が食費との差額70円と加算額の5%にあたる21円の合計額91円に軽減されます。
※山形市以外は、市町村ごとの地域生活支援事業に定める制度及び額によります。
※給付費の給付額に変更があった場合は、負担額を変更します。また、著しい物価の変動等により食費等を変更する場合があります。

別表

所得区分	基準（厚生労働省基準）
ⅰ. 生活保護	生活保護受給世帯の方
ⅱ. 低所得１	市町村民税非課税であって障害者及び障害児の保護者の収入が80万円以下の方
ⅲ. 低所得２	市町村民税非課税世帯であるもののうち、上記に該当しない方
ⅳ. 一　般	市町村民税課税世帯の方

利用者の希望や嗜好による特別なサービス(給付費支給対象外サービス)利用
実費をご負担いただきます。
利用料等の支払方法
利用料等は、１か月ごとにご請求しますので、翌月15日までに現金でお支払い下さい。
領収書の発行
利用者から利用料金の支払いを受けたときは領収書を発行します。